

# 1 耐震改修促進計画の位置付け

## 1-1 計画の目的

平成7年の阪神・淡路大震災を踏まえ制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、堺市では平成19年5月に前計画の「堺市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年までの9年間、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害の軽減に取り組んできたところである。

この9年間に東日本大震災や熊本地震などの大規模地震が頻発していることに加え、近い将来に南海トラフ巨大地震や上町断層帯などの大規模な地震が高い確率で発生することが予想されており、地震に対する備えが急務となっている。

これまでの9年間の前計画に基づく耐震化の取組の実情や堺市の地域特性、平成25年の法改正の趣旨を踏まえ、「堺市耐震改修促進計画」を改訂し、更なる建築物の耐震化を促進していくための基本方針、達成すべき新たな目標設定や実施計画を取り決める。

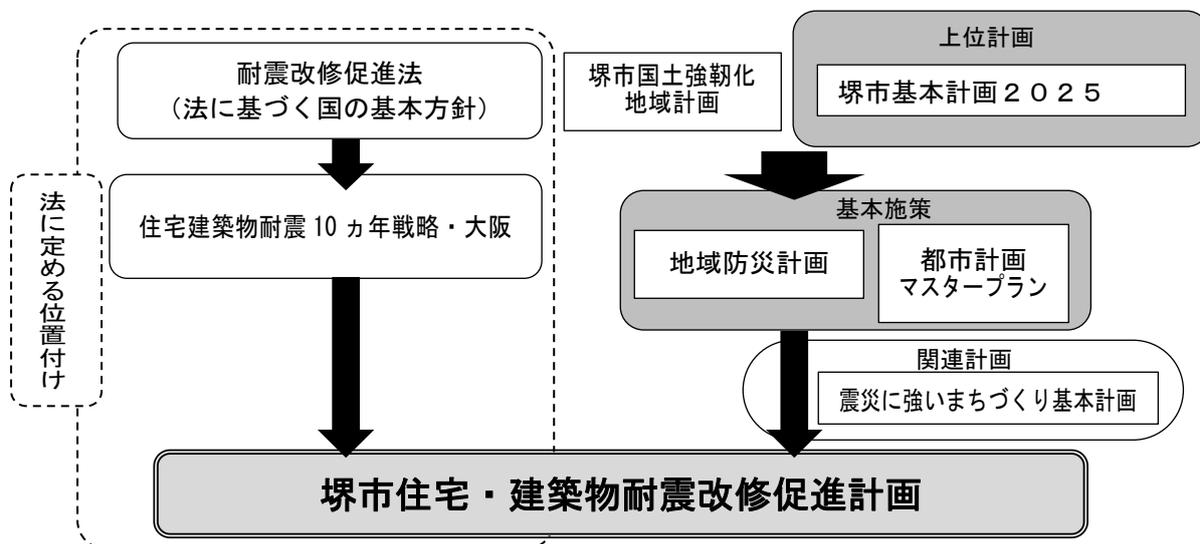
## 1-2 計画の位置付け

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐促法」という。）第5条の規定により、都道府県は、国土交通大臣の定める基本指針に基づき、耐震改修促進計画を定めるものとされ、また、同法第6条の規定により、市町村は、都道府県計画に基づき、耐震改修促進計画の策定に努めるものとされている。堺市住宅・建築物耐震改修促進計画は、上記に従い、国の基本方針に基づいて策定された大阪府の耐震改修促進計画である「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき作成する。

### 耐促法第6条の規定により市町村耐震改修促進計画で定める事項と本計画の構成

- |   |
|---|
| ① 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 …………… 6   |
| ② 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 … 6、7、8<br>(建築物集合地域通過道路等(いわゆる「緊急交通路」)の指定及びこれに接する通行障害建築物の耐震診断の報告期限に関する内容を定める場合はその内容を含む。) |
| ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 …………… 6、7   |
| ④ 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項 …… 9                      |
| ⑤ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 …… 9   |

また、本市のまちづくりの方針である「堺市基本計画2025」また、「堺市国土強靱化地域計画」に基づくとともに、都市計画マスタープラン及び地域防災計画等の基本施策、関連計画である「震災に強いまちづくり基本計画」との整合性を図りつつ定める。



### 1) 大阪府耐震改修促進計画

平成28年1月、大阪府は「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（大阪府耐震改修促進計画）を策定し、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな手法により、府民みんなのでめざすべき目標として、住宅の耐震化率を令和7年までに95%とすること、多数の人が利用する建築物の耐震化率を令和2年までに95%とすることを定めた。また、木造住宅、多数の人が利用する建築物、広域緊急交通路沿道建築物について具体的目標を設定している。

### 2) 本市関連計画

#### ①堺市基本計画2025

耐震改修に加え、新築・建替え・除却（解体）を含めた住宅・建築行政全般の様々な施策により、住宅の耐震化を促進することが規定されている。

#### ②堺市国土強靱化地域計画

国土強靱化に係る事項については耐震化計画の指針となる。

---

#### 耐震診断・耐震改修：

既存の住宅・建築物について、極めてまれに起こる大地震に対する安全性を検討する調査が診断、安全にするための工事を改修という。通常、木造建築物でIw値1.0以上、非木造建築物でIs値0.6以上が安全性の基準となる。

③地域防災計画

地震被害の軽減策として早期に耐震改修を実施していくことの重要性が記載されている。

④都市計画マスタープラン

長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市づくり全般にわたる基本的な計画。平成 24 年 12 月改定。

⑤震災に強いまちづくり基本計画

倒れにくく燃えにくい街づくりを目標に耐震改修促進計画と連携し目標を達成していくことが記載されている。

⑥平成 19 年 5 月作成堺市耐震改修促進計画

平成 19 年 5 月作成の従前計画。計画期間は平成 27 年まで。各建築物ごとに耐震化の現状と目標を左下の表のように記載した。平成 27 年の状況は右下の表のとおりで、その詳細については次の章より記載する。

また、平成 25 年 11 月の耐促法の改正を踏まえ、緊急交通路を指定し、平成 28 年 12 月を耐震診断の実施と報告の期限とすることを記載している。

	耐震化率	
	現状	目標
防災関連施設		早期に 100%
多数の人が利用する建築物	86%	H27 年に 90%
住宅	51%	H27 年に 90%



H27 年 耐震化率
97.0%
89.9%
78.7%